

入 間 都 市 計 画 事 業
扇 台 土 地 区 画 整 理 事 業

令 和 7 年 度
保 留 地 販 売 案 内
(1 区 画)

申 込 期 間 令和7年11月17日（月）から
 11月28日（金）まで
 （土・日曜日及び祝日を除く）

申 込 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
 （正午～午後1時を除く）

申 込 受 付 場 所 入間市役所 C棟3階 区画整理課

抽 せ ん 日 令和7年12月10日（水）
 （午前9時00分～受付）

抽 せ ん 場 所 入間市役所 C棟5階 503会議室

入間市役所 区画整理課 扇台担当

電話 04-2964-1111（内線3348・3349）

mail : ir275000@city.iruma.lg.jp

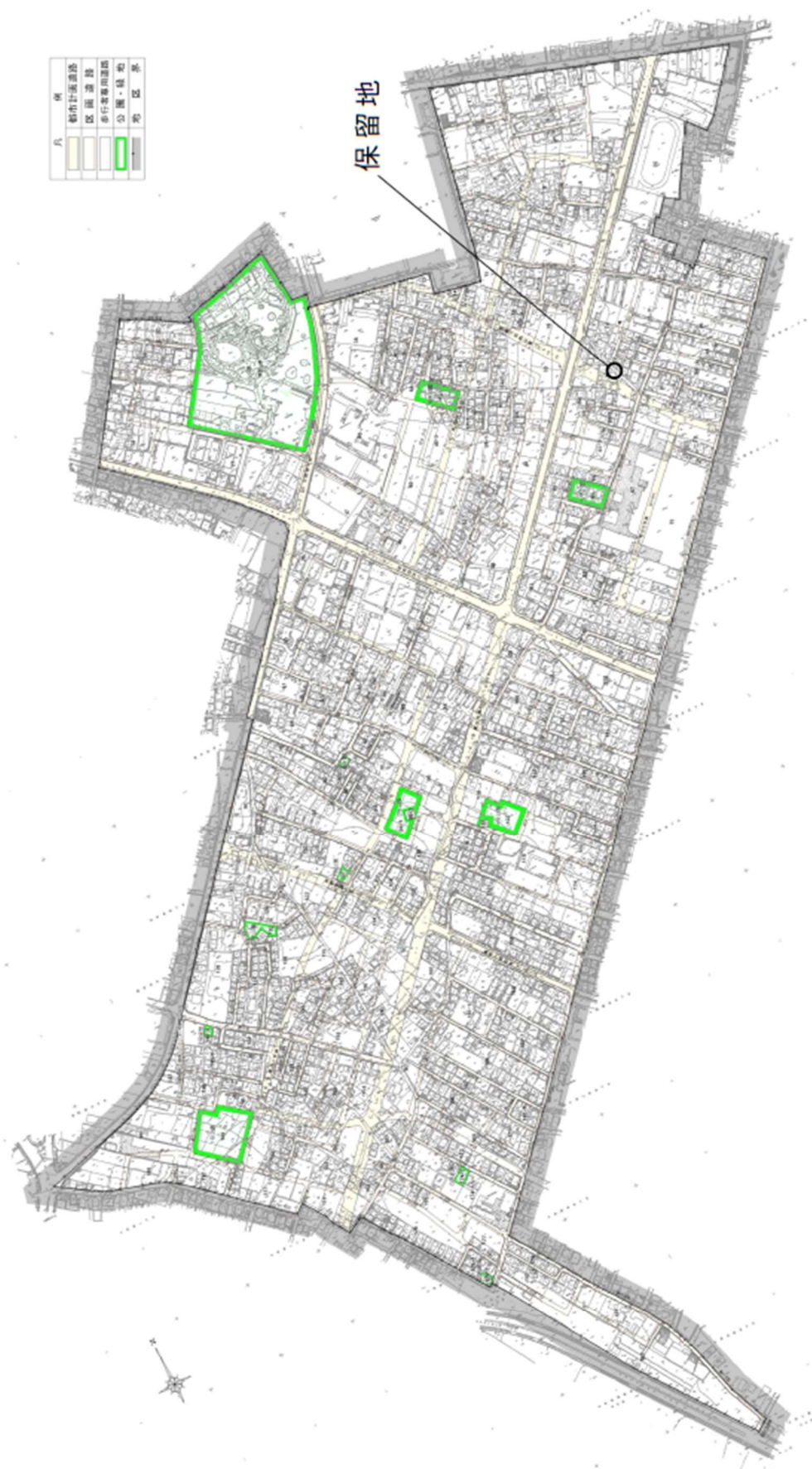
目 次

公開抽せんにより公売する保留地

1	保留地位置図	1
2	販売保留地の概要	3
3	手続方法等	4
	○抽せん参加の申込みについて	4
	○公開抽せんの開催について	6
	○契約日時及び場所について	6
	○残金支払い、保留地の引渡しについて	7
	○所有権移転登記、保留地に係る税金について	7
	○保留地の売買代金の精算について	8
	○保留地の清算金について	8
	○保留地担保協定を締結している金融機関について	8
	○申込みのない場合について	8
4	対象保留地の土地条件等	9
	○建築物等の施工に対する法規制	9
	○その他事項	9

入間都市計画事業扇台土地区画整理事業設計図

保留地位置図



扇台土地区画整理事業区域

現地詳細図



現地写真



販売地の概要

項 目	概 要	
街 区 番 号	24 街区	
画 地 番 号	40 画地	
面 積	161 m ²	
m ² 当 り 単 価	131,700 円	
販 売 価 格	21,203,700 円	
【 参 考 】 坪 換 算	面 積	約 48.78 坪
	単 価	約 434,610 円
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	
建 ぺ い 率	50 %	
容 積 率	80 %	
飲用水、電気、ガスの 供給施設及び排水施 設 の 整 備 状 況	上 水 道	使用可能 ※敷地内に引込む費用等は自己負担
	下 水 道	使用可能 ※敷地内に引込む費用等は自己負担
	電 気	使用可能
	ガ ス	都市ガスの使用については、入間ガス㈱と協議
交 通 の 利 便	西武池袋線 入間市駅まで約1.5km、徒歩約19分	

※詳細については、区画整理課にお問合せください。

手続方法等

1) 物件の確認について

申し込みの前に必ず「保留地販売案内」をご確認のうえ、現地をご覧ください。
原則として現況引渡しでの契約となります。

現地説明会は実施しませんので、不明な点等がございましたら区画整理課にお問い合わせください。

また、今回販売する保留地は、換地処分に伴う登記が完了するまでは、抵当権の設定ができませんので、融資を受ける場合は、事前に金融機関等とよく相談してください。

入間市と保留地担保協定を締結している金融機関は8ページをご覧ください。

2) 抽せん参加の申込みについて

(1) 申込資格

個人または法人となります。共有名義または代理人による申込みも可とします。
ただし、次の事項のいずれかに該当するものは申込みできません。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員

(2) 申込方法

《申込必要書類》

- ① 「抽せん参加申込書」(様式第8号) 2通
- ② 個人の場合：住民票(世帯全員) 1通
法人の場合：法人登記事項証明書 1通
※いずれも3ヶ月以内に交付されたもの
- ③ 「保証金返還請求書」1通
※当選されなかった場合、後日口座振込により返還します。
- ④ 代理人が申込みをする方は、「代理人選任届」、選任者の印鑑登録証明書、各1通提出が必要となります。
- ⑤ 抽せん参加保証金 50万円
(市が発行する「納入通知書」により指定金融機関に納入していただきます。)

◆申込みの制限◆

- ① 個人及び法人で同一の方による複数画地の申込みは出来ません。
- ② 申請者が個人の場合で、その同一世帯の方からの申込みは出来ません。
- ③ 個人として申込みされた方が、別途、自身が代表を務める法人名義で同一画地に申込みは出来ません。

・保留地売買契約書の名義は、抽せん参加申込書に記載された個人または法人となります。
共有名義を希望される方は、抽せん参加申込書に連名で記入し、共有者全員の住民票を提出してください。

- ・申込時に提出した必要書類については、返却いたしません。
(抽せん申込書は区画整理課窓口か入間市ホームページで入手できます。)

《抽せん参加保証金納入期限》

期 限 令和7年12月2日(火)

《申込みの取消し》

- ①期 限 令和7年12月2日(火)
・「抽せん参加申込み取消届」を提出してください。

《申込み期間・場所》

- ①期 間 令和7年11月17日(月)～11月28日(金)
②時 間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日を除く)
(正午～午後1時00分を除く)
③場 所 入間市役所C棟3階 区画整理課 扇台担当
電話 04-2964-1111(内線 3348・3349)

(3) 申込の無効

次の事項に該当する場合は、申込を無効とします。

- ・申込資格がないとき
- ・抽せん参加申込書に虚偽の記入、記入間違い、記入漏れがあったとき
- ・所定の申込書を使用しなかったとき
- ・抽せんに参加しようとするものを妨げた者

3) 公開抽せんの開催（当選者の決定）について

(1) 抽せん日時・場所

- ①日 時 令和7年12月10日（水） 午前9時15分予定
（受付は午前9時10分までに済ませてください。）
- ②場 所 入間市役所C棟5階 503会議室

(2) 抽せん日に持参していただく書類等

- ・納入済通知書を持参してください。
- ・抽せん及び当選者発表の場所に代理人が出席する場合は、「代理人選任届」、「選任者の印鑑証明書」（3ヶ月以内に交付されたもの）を提出してください。ただし、申し込みの際に、抽せんに関する代理人選任届を提出している場合は、再度、提出いただく必要ありませんが、代理人の本人確認出来る身分証明書をお持ちください。

(3) 抽せん方法

- ・抽せんは、公告した抽せんの日時及び場所において公開で行います。
- ・抽せん開始時刻に遅れた場合、失格とします。
- ・欠席した場合は、棄権したものとみなします。
- ・申込者が1名の場合、その者を当選者とします。
- ・申込者が2名以上の場合は、公開抽せんにより当選者を決定します。
- ・当選者には「保留地売払決定通知書」（様式第10号）により通知します。
- ・抽せんの妨害等、秩序の維持に支障があると認めたときは、その抽せん参加者に退場を求め、失格とします。
- ・抽せん当日、体調不良と思われる方については、入室をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

《抽せん保証金の返還》

当選しなかった方に対しては、納めていただいた50万円の抽せん参加保証金を返還請求書により、本人名義の口座に後日振り込みます。

4) 契約日時及び場所

- ①契約日時 令和7年12月25日（木） 午前10時00分予定
- ②場 所 入間市役所C棟3階 区画整理課
- ・契約保証金として100万円が必要となりますが、抽せん参加保証金50万円を充当いたします。よって、当選者は残りの50万円を契約日までに納付していただきます。

- ・ 10,000円の収入印紙が必要となりますのでご用意ください。
- ・ 保留地売買契約書は、契約手続きにより一旦お預かりします。
- ・ 契約印を押印後、保留地売買契約書は買受人にお渡しします。

《契約の解除について》

契約締結以降に、次のいずれかに該当するときは、契約を解除いたします。

- ・ 契約事項に違反したとき。
- ・ 期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めるとき。

※上記の理由で契約を解除した場合、既に納付した契約保証金は還付しませんのでご了承ください。

5) 残金の支払い

- ・ 契約を締結した日から90日以内に保留地契約代金の残金（保留地公売価格から契約保証金を差し引いた額）を納入していただきます。
- ・ 納期限までに納付しない購入者に対しては納付期限経過後20日以内に催促状を発行し、催告することになります。

6) 保留地の引渡しについて

- ・ 売買代金の完納後、「保留地引渡書」の交付をもって土地の引渡しとなります。
- ・ 購入者は、保留地の受領と同時に、土地利用を開始することができます。

7) 所有権の移転登記について

- ・ 保留地は、土地引渡し時点では、登記簿が存在しません。換地処分までは区画整理課に備え付けの「保留地台帳」をもって所有権等の管理を行います。保留地の権利譲渡、分割、住所又は名称等の変更については、区画整理課への届出が必要となります。
- ・ 不動産登記簿は、換地処分の公告の日の翌日に新しく作成され、その後に購入者への所有権移転登記を行いますが、所有権移転登記をする際、登記諸費用は購入者の負担となります。

8) 保留地に係る税金について

○固定資産税・都市計画税

取得した資産(土地に)対する税金です。土地引渡しを行なった翌年から課税されます。資産税課より納税通知書も発行等が行われます。

○不動産取得税

不動産の取得に対する税金です。売買契約が締結された時点で課税されます。埼玉県飯能県税事務所より納税通知書の発行等が行われます。

※各税の税率や納付についての詳細は、関係機関へ直接問い合わせください。

入間市役所資産税課 土地担当 電話 04-2964-1111（内線 2134・2135）
埼玉県飯能県税事務所 課税第二担当 電話 042-973-5616

9) 保留地の売買代金の精算について

○保留地の地積は、換地処分により確定しますので、契約時の地積に増減があった場合は、その増減した地積に対し、売買契約時単価をもって精算をしていただくことになります。

1 0) 保留地の清算金について

○保留地は区画整理事業によって生み出された土地のため、従前地が存在しません。
このため、清算金の徴収・交付の対象の土地ではありません。

1 1) 保留地担保協定を締結している金融機関について

○保留地購入の際に融資を希望される場合は、各金融機関に直接お問合せください。

金融機関名	支店名	電話番号
埼玉りそな銀行	入間支店	04-2964-2121
武蔵野銀行	入間支店	04-2962-7111
青梅信用金庫	入間支店	04-2962-8181
足利銀行	川越ローンセンター	049-257-6177
J A いるまの農業協同組合	入間南支店	04-2962-3824

1 2) 申込みのない場合について

○申込みのない場合は、抽せん日以降、先着にて販売いたします。

対象保留地の土地条件等

1 建築物等の施工に対する法規制

(1) 都市計画法・建築基準法について

都市計画区域	市街化区域
用途地域	販売地の概要参照
建ぺい率	販売地の概要参照
容積率	販売地の概要参照
高度利用地区	無
防火地域等	建築基準法第22条指定区域
地区計画	無
日影規制	有

【問い合わせ先】

・都市計画法に関すること：入間市役所都市計画課 計画・公共交通担当

電話 04-2964-1111（内線 3314・3315）

・建築基準法に関すること：入間市役所開発建築課 建築審査担当

電話 04-2964-1111（内線 3321・3324）

(2) 土地区画整理法について

土地区画整理法では、事業を円滑に進めるために事業の障害となる行為を制限しています。事業施行地区内における建築、盛土等の行為は、土地区画整理法第76条の規定に基づき、入間市長の許可が必要となります。

よって、建築確認申請の前に、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可申請を区画整理課に申請してください。

【問い合わせ先】

区画整理課 管理担当 電話 04-2964-1111（内線 3341・3342）

2 その他の事項

(1) 保留地の管理について

周辺には既に生活している方がいらっしゃいますので、区画の草刈りなど、適正な管理をお願いします。

(2) 上水道について

水道工事（給水装置工事）の実施前に、必ず入間市水道お客様センター（給排水担当）と協議を行ってください。協議のない場合は、建築計画等に対するご要望の給水方式等の工事が不可となる場合があります。

- ・ 前面道路には、配水管が布設されています。保留地に水道管の引込みはありません。水道工事は自己負担により実施してください。
- ・ 建物の計画内容により給水方式・分岐口径・水道メーターの選定が異なります。また水道メーターの設置数に応じて、水道利用加入金・配水管工事負担金の納付が必要になります。
- ・ 水道工事は、入間市水道事業給水条例に基づき、着手前までに入間市の承認を受ける必要があります。また、工事の申込み・施工は入間市指定の給水装置工事事業者に依頼をお願いします。

【問い合わせ先】

水道施設課 給水・維持管理担当	電話 04-2964-1111(内線 2243・2244)
入間市水道お客様センター	電話 04-2964-1111(内線 2211・2212)

(3) 汚水排水・雨水排水について

① 汚水

前面道路には、汚水管が埋設されています。

下水道工事は自己負担により実施してください。

また、工事の申込み・施工は入間市指定下水道工事店に依頼をお願いします。

【問い合わせ先】

下水道施設課 排水・維持管理担当	電話 04-2964-1111(内線 2231・2232)
入間市水道お客様センター	電話 04-2964-1111(内線 2211・2212)

② 雨水

雨水は宅地内で処理（浸透）をお願いします。

【問い合わせ先】

区画整理課 扇台担当	電話 04-2964-1111(内線 3348・3349)
------------	-------------------------------

(4) 都市ガスについて

当保留地が接している道路には、都市ガス本管が埋設されています。

本管から保留地までの引込みは、入間ガスで工事します。引込み工事費は自己負担となります。

【問い合わせ先】

入間ガス 営業開発チーム 電話 04-2964-1571

(5) 住居表示について

建築物の建築と合わせて「住居番号付定届」、転居後に「住民異動届」を入間市市民課に提出していただく必要があります。

【問い合わせ先】

市民課 管理担当・住民記録担当 電話 04-2964-1111(内線 1221・1224)

(6) ごみ集積所について

既存のごみ集積所を使用する際は、使用者（管理者）の了承を得てから使用してください。

【問い合わせ先】

入間市総合クリーンセンター 電話 04-2934-5546

(7) 公立小・中学校の通学区域について

当地区の公立小・中学校の通学区域は、下記のとおりとなっています。

小学校	中学校
東町小学校	東町中学校

【問い合わせ先】

教育委員会学校教育課 学事保健担当 電話 04-2964-1111(内線 4146・4147)

(8) 埋蔵文化財について

当保留地は埋蔵文化財包蔵地区外です。

(9) インターネット光回線の引込みについて

各インターネット事業者にお問合せください。

市庁舎建て替えの関係で、市役所駐車場は駐車台数に限りがございます。満車の際は、旧市民会館駐車場をご利用ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。



**SDGs未来都市
入間市**

《問い合わせ先》
入間市役所 区画整理課 扇台担当
TEL 04-2964-1111 (内線 3348・3349)
Mail: ir275000@city.ig.jp